

## 川口市介護職員資格取得等支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する介護保険事業所で働く介護職員の資格取得及び能力向上の支援を通し、介護保険事業所における人材の確保と職員の資質の向上を図ることを目的として介護職員資格取得等支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）第15条及び第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第2条 助成金の交付対象となる者は、川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではない介護保険事業者（以下「事業者」という。）とする。

### (助成要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、前条に規定する事業者のうち、次に掲げる事項をすべて満たす事業者とする。

- (1) 市内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている介護保険事業所（以下「事業所」という。）を営んでいること。
- (2) 前号の事業所の管理者または常勤の従事者（以下「従事者等」という。）が、別表の資格種別ごとに定める助成要件のすべてに該当すること。

2 当該助成金の交付は、別表に定める資格種別ごとに従事者等1人あたり1回限りとする。

### (対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、別表の資格種別ごとに定めるとおりとし、かつ、事業者が従事者等に代わり負担した費用とする。

2 本市ならびに他の地方公共団体、民間団体等から、同種の補助金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額を対象経費とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で、別表の資格種別ごとに定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 従事者等が資格を取得するために受験する実技試験及び学科試験（以下「資格試験」という。）に合格したことを証する書類（合格証書等の写し）または資格を取得または更新するために受講する研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書類（修了証明書等の写し）
- (2) 第3条に規定する助成要件を満たしていることを証する書類（様式第2号）及び就労期間における出勤簿等の写し
- (3) 事業者が従事者等の資格試験受験に要した費用（以下「受験料」という。）または研修の受講に要した費用（以下「受講料」という。）を負担したことを証する書類（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別表の資格種別ごとに定める申請期間内に行わなければならない。ただし、期間内であっても、多数の申請により予算の範囲を超える場合にあっては、当該申請により予算の範囲を超えることとなった日をもって、受付を終了する。なお、受付を終了する日の申請額の合計が、予算残額を上回った場合は、同日に申請のあったもの全てを対象として抽選を行う。

(交付等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を確

認し、適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、助成金を交付する。

- (1) 事業者が第2条に規定する助成対象としての要件を満たしていること。
- (2) 事業者が第3条に規定する助成要件を満たしていること。
- (3) 事業者が負担した費用が第4条に規定する対象経費としての要件を満たしていること。
- (4) 前条第2項に規定する範囲内で当該申請が行われていること。

2 市長は、前項の確認の結果、助成金の交付が適当でないと認めるときは、当該申請をした事業者に通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(川口市介護職員資格取得支援助成金交付要綱の廃止)
- 2 川口市介護職員資格取得支援助成金交付要綱は、廃止する。

別表（第3条から第6条関係）

資格種別	助成要件	対象経費	助成金額	申請期間
<p>介護福祉士</p> <p>※社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定するもの。</p>	<p>ア 介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、介護福祉士登録証の交付を受けていること。</p> <p>イ 資格試験の合格日から起算して6月間継続し、かつ、申請日時点においても当該事業所で就労していること。</p>	<p>介護福祉士受験手数料</p>	<p>1万円 （上限）</p>	<p>資格試験合格日の属する年度の翌年度11月初日から同年度内で別に定める日までの間</p>
<p>主任介護支援専門員</p> <p>※介護保険法施行規則（平成11年3月31日号外厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定するもの。</p>	<p>ア 主任介護支援専門員新規研修または主任介護支援専門員更新研修を修了していること。</p> <p>イ 当該研修の修了日から起算して6月以上継続し、かつ、申請日時点においても当該事業所で就労していること。</p>	<p>主任介護支援専門員新規研修受講料または主任介護支援専門員更新研修受講料</p>	<p>1万円 （上限）</p>	<p>研修修了日の属する年度の翌年度11月初日から同年度内で別に定める日までの間</p>